

千葉県水道広域化推進プランの概要について

本県では、令和元年に策定した「千葉県版水道ビジョン」の統合・広域連携の方向性に基づき、これまでの各地域における検討状況を踏まえて、ブロックごとの協議において合意の得られた末端給水事業体の広域化の推進方針や当面の具体的取組内容を取りまとめ、「千葉県水道広域化推進プラン」を策定した。

1. 水道広域化推進プランとは

- ・ 統合・広域連携を推進するため、平成31年1月に国は都道府県に対し、水道広域化推進プランを令和4年度末までに策定することを要請。
- ・ プランに記載された取組については、国交付金の対象、あるいは一般会計出資債の元利償還金の一部が普通交付税措置の対象となり得る。

2. 「千葉県水道広域化推進プラン」の概要

(1) 現状と将来見通し

千葉県版水道ビジョンで設定した8つのブロックのうち、既に統合を果たしている君津ブロックを除いた7つのブロックごとに、現状の分析と末端給水事業体が単独で事業継続した場合の将来見通しの予測を行った。



将来見通しから、現行の料金水準では将来的な資金不足が予測される事業体が多くなっており、持続的な経営を継続していくためには、計画的な水道施設の更新とともに水道事業の独立採算制の原則を踏まえた適切な料金水準の検討が必要。

① 経営指標（令和2年度決算）※1

（加重平均にて算出）（単位：％）

	京葉	北千葉	印旛	香取	東総	九十九里	南房総	平均※2	全国平均
経常収支比率	110.7	122.2	108.3	112.4	112.0	108.5	96.5	111.6	110.3
料金回収率	102.7	112.1	94.9	94.8	104.2	87.4	68.6	100.3	100.1
有収率	96.3	95.1	92.3	81.1	90.9	87.5	74.2	93.8	89.8
法定耐用年数超過管路率	23.3	14.5	17.5	19.8	8.7	43.9	35.7	24.3	—

- ・ 経常収支比率：経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す指標
経常収支比率 = (営業収益 + 営業外収益) / (営業費用 + 営業外費用) × 100
- ・ 料金回収率：給水に係る費用が水道料金によってどの程度賄えているかを表す指標
料金回収率 = 供給単価 / 給水原価 × 100
- ・ 有収率：水道施設を通して供給される水量が、どの程度収益につながっているかを表す指標
有収率 = 年間有収水量 / 年間給水量 × 100
- ・ 法定耐用年数超過管路率：管路の老朽度、更新の取組状況を表す指標
法定耐用年数超過管路率 = 法定耐用年数を超過している管路延長 / 管路延長 × 100

※1：末端給水事業体の値

※2：君津ブロックを除いた値

② 将来見通し

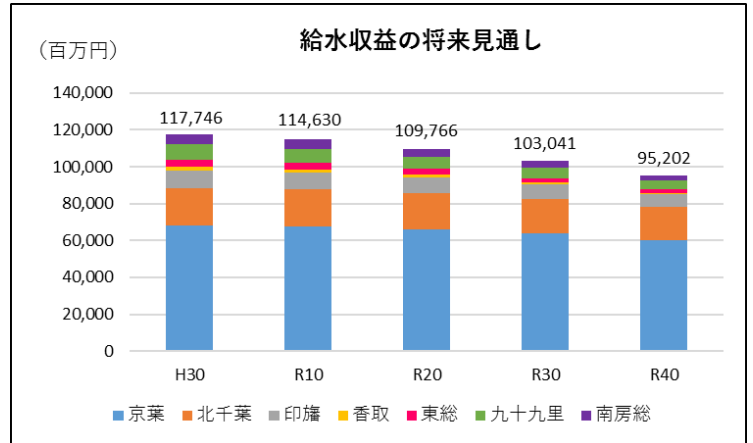
ア. 給水収益(現行料金水準を維持と仮定)

給水人口の減少に伴う有収水量の減少により、令和40年度の給水収益は平成30年度と比較すると、19.1%減少する。

平成30年度 117,746 百万円(平成30年度比)

令和10年度 114,630 百万円(▲ 2.6%)

令和40年度 95,202 百万円(▲19.1%)



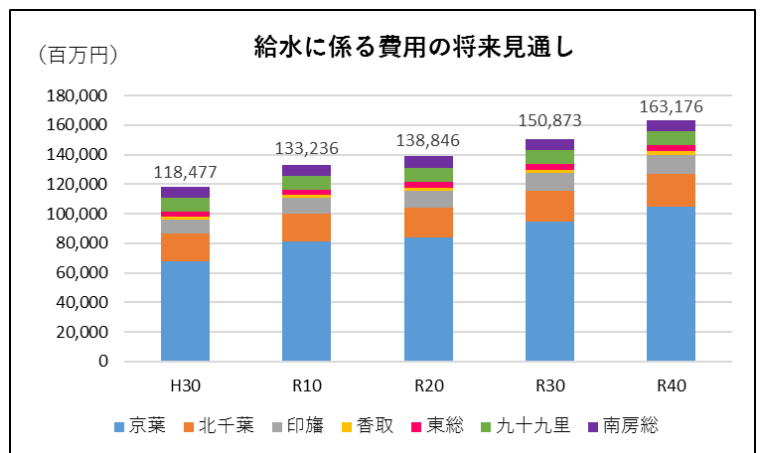
イ. 給水に係る費用^{※3}

主に減価償却費の増加(令和40年度は平成30年度の約2倍)により、令和40年度の給水に係る費用は平成30年度と比較すると、37.7%増加する。

平成30年度 118,477 百万円(平成30年度比)

令和10年度 133,236 百万円(+12.5%)

令和40年度 163,176 百万円(+37.7%)



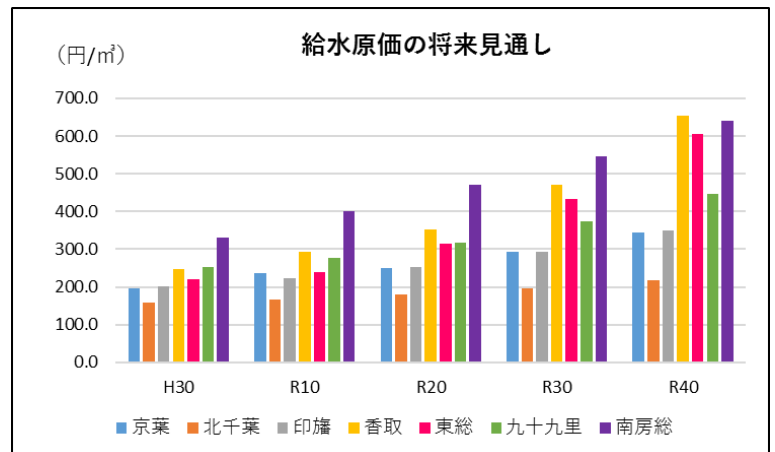
※3: 経常費用ー長期前受金戻入ー受託工事費等の額

ウ. 給水原価^{※4}

給水収益の減少と給水に係る費用の増加

給水原価の上昇

- ・ 現行の料金水準では資金不足が懸念される事業体が多くなる
- ・ 計画的な水道施設の更新、独立採算制の原則を踏まえた適正な料金水準の検討等が必要



※4: 有収水量 1 m³あたり、どれだけの費用がかかっているか表す指標
給水原価 = (※3 の額) / 年間総有収水量

個々の水道事業体の取組のみでは限界があるため、多様な広域化の手法の検討が必要

(2) 広域化シミュレーションと効果

下記①の「広域化の種類」から、ブロックごとにシミュレーションのパターンを設定し、県下一律の条件で効果額を試算して、その効果を検証した。

※今後の統合に向けて九十九里ブロック・南房総ブロックで独自にシミュレーションを実施しているものを除く。

① 広域化の種類

- ・管理の一体化：業務の共同発注、システムの共同化 等
- ・施設の共同化：浄水場、取水場、緊急時連絡管等の施設を共同保有 等
- ・経営の一体化：経営主体は一つだが、事業は別の形態（会計や料金は別）
- ・事業統合：経営主体も事業も一つに統合された形態（会計や料金も同じ）

② シミュレーションの結果

ア. 管理の一体化

印旛、香取、東総、九十九里の4ブロックで試算を行った結果、施設の運転管理の共同委託や、資機材の共同備蓄等の手法による年間の経費削減率は1.1%~20.0%であり、一定の効果が得られることが認められた。

※京葉ブロック及び北千葉ブロックでは、設定された条件が地域の実情に合致しない部分が多く、地域の合意形成が出来なかったことから、試算結果を得るに至らなかった。

イ. 施設の共同化

過去の検討により、ある程度の効果が期待できた印旛ブロックでは、新たな施設整備費用と、それに伴う廃止施設の更新費用の差を効果額とみなして試算したところ、その効果額は最大約77億円となった。

ウ. 経営の一体化及び事業統合（給水原価による比較）

- ・経営の一体化をした場合：単独事業を継続した場合と比べた印旛、香取、東総ブロックの令和40年度の給水原価の削減額は、0.9円/m³ ~ 13.6円/m³。
- ・事業統合をした場合：単独事業を継続した場合と比べた印旛、香取、東総ブロックの令和40年度の給水原価の削減額は、6.2円/m³ ~ 60.1円/m³。
事業統合によって大きな削減効果が得られることが認められた。

それぞれの種類で一定の効果が見込まれるが、仮定の条件に基づくため、今後ブロックの実情や各事業体の特性を反映させた、より精緻なシミュレーションが必要であるほか、技術的・財政的課題が多く、実現のためには地域の合意形成等の更なる調整が必要。

こうした課題を踏まえ、地域の実情に則した広域化に係る推進方針の検討が必要

(3) 今後の広域化に係る推進方針等

シミュレーションの結果と課題を踏まえ、各地域の実情に応じた末端給水事業体の広域化の推進方針や当面の具体的取組内容等を取りまとめた。

① 広域化の推進方針及び当面の具体的取組内容

ア. 九十九里・南房総ブロック

「九十九里・南房総地域の用水供給事業体と県営水道の統合」(リーディングケース)と併行して以下の検討を行う。

九十九里：将来の事業統合を視野に、経営の一体化を目指すとともに、浄水場、配水場等の施設の統廃合の検討。

南房総：夷隅地域、安房地域それぞれの統合協議会において、令和7年度の事業統合に向けた協議を継続するとともに、浄水場、配水場等の施設の統廃合の検討。

イ. 京葉ブロック

地域の水道事業の在り方について、京葉ブロック内の11市及び県企業局とともに理解・納得が得られるよう、地域共通の考え方を整理しながら、経営の安定に資する取組に係る検討を継続。

ウ. 北千葉・印旛・香取・東総ブロック

管理の一体化、施設の共同化案などについて、地域の実情を踏まえた検討を継続。

- ・印旛：リーディングケースにならった用水供給事業の統合を要望しており、これと併行して末端給水事業のあり方についても検討。
- ・香取：香取市が進めている簡易水道統合の進捗状況を踏まえて検討を継続。
- ・東総：東総広域水道企業団（用水供給事業）との垂直統合についても検討を始める。

② プラン策定後の対応

- ・プラン策定後も地域ごとに県及び水道事業者等で連携しながら更に検討。
- ・県は、人的支援として末端給水事業統合の検討に係る事務局を担う事業体への職員派遣や各地域の勉強会等への参画の継続、財政的支援として統合・広域連携の調査検討に要する経費への補助を継続。
- ・プラン策定時に具体化されていない取組等であっても、各地域における合意形成が見込まれるものについては、引き続きその具体化に向けて検討。
- ・検討にあたっては、各地域の会議等を引き続き協議の場とし、各地域の経営状況の変化や取組の進行状況に併せて、必要に応じプランを改定。